

議案第31号

訴えの提起について

求償金請求に関して、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

二宮町長 村田 邦子

1 訴えの相手方（被告となるべき者）

住 所

氏 名

2 事件名

求償金請求事件

3 訴えの趣旨

- (1) 訴えの相手方に対し、金3,427,465円及びうち2,750,000円に対する令和4年4月29日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員の支払いを求める。
- (2) 訴えの相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。
- (3) 仮執行宣言を求める。

4 請求の趣旨

二宮町は、別訴損害賠償請求事件（以下、「別訴事件」という。）の判決が確定したことに伴い、国家賠償法第1条第1項に基づき、損害賠償金2,750,000円及び遅延損害金677,465円を、別訴事件の原告に損害賠償金として支払いをした。

別訴事件は、訴えの相手方の故意によるセクハラ行為及びわいせつ行為によるものであることから、二宮町は、訴えの相手方に対し、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権を行使し、求償金を請求している。

しかし、訴えの相手方はこれに応じないため、訴えを提起するものである。